

国際宅急便貨物運送約款要約

第1条 この約款はタイヤマト運輸株式会社(以下「会社」という。)の国際宅急便貨物運送およびこれに付帯する業務に適用されるものとします。ここに言う「国際宅急便貨物運送」とは会社、代理店、および業務受託会社が提供する集荷先から配達先までの国内運送、通関、および国際間運送ならびに、それらの付帯業務を含む一連の運送を指します。尚、この約款およびこれに基づいて定められた規定は予告なしに変更されることがあります。

第2条 荷送人は、この約款および、これに基づいて定められた規定に同意したものとします。

第3条 この約款による貨物運送契約および、これに関する訴訟の手續は、輸出国の法律に準拠します。

第4条 荷送人が貨物の運送を委託するときは、貨物一口ごとに国際宅急便伝票(以下「伝票」という)を作成し、会社が要求する必要事項を事実に基づいて正しく記載しなければならず、虚偽の事実を記載してはなりません。

伝票作成は荷送人の依頼により、会社が代って行うことが出来ます。但しその責任は荷送人にあります。

伝票に記載された貨物の個数、重量を除き、貨物の内容に関しては伝票と現品とに相違があった場合でも、会社はその責任を負いません。

第5条 料金は集荷先から配達先までの運賃およびその他の費用としますが、貨物の運送にかかる関税、国内消費税、付加価値税、供託金、罰金、課徴金その他の負担金は含みません。もし会社がこれらの負担金を支払った場合は、荷送人は直ちに会社にその出損額を支払うものとします。

第6条 会社は、会社が必要であると認めた場合、貨物の点検をすることができるものとします。但し、点検をしたことにより、当該貨物の運送が、発送地、経由地および到着地の法令に抵触しないことを保証するものではありません。

第7条 荷造の責任は荷送人にあるものとし、荷送人は、貨物の運送に適するように貨物の荷造をしなければなりません。また、荷送人は、貨物の表装に配達先の住所、氏名を正確に記載しなければなりません。

第8条 会社は、次の貨物を引き受けません。
貴重品、金、銀、白金、その他の貴金属、ダイヤモンドを含む貴石および半貴石、各国の通貨(紙幣、硬貨)有価証券、あらゆる種類の宝飾品 信書または現行法で信書と定義された通信手段 動植物 遺体 変敗しやすいもの 小銃器用弾薬ならびに火器 爆発物 圧縮ガス 引火性液体および固体 写真用閃光電球 磁気性物質 水銀 酸その他の腐敗生物質、すべての塩基および酸 化粧品、酸化剤、毒物 気化性物質、法定運送禁止品 その他会社不適当と認めたもの

第9条 会社は、法令または官公署の要求、運送機関の事故、悪天候、不可抗力、争議行為、騒擾、動乱、戦争その他のやむを得ない事由により、予告なく、運送の中止、発着地の変更、貨物の制限または貨物の全部若しくは一部の取御をすることがあります。会社は、貨物の運送の全部または一部ができなくなったときでも、料金の払い戻しをしません。

第10条 会社が保安上必要と認めた場合または貨物が他に害を及ぼすと判断した場合、もしくは貨物の全部または一部が第8条に定める貨物に該当することが明らかになった場合は、会社は、荷送人に予告せずに内容の点検、運送の中止若しくは延期、取御または廃棄することがあります。

第11条 会社は荷送人又は荷受人が負担すべき関税その他の金員を会社に支払わない場合、引渡しを拒絶することがあります。

第12条 次の各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとし、会社の運送責任は終了します。

荷受人の引渡し先における管理人、同居人、雇人または、これに準ずる者。

荷受人の指定した貨物取扱代理人

第13条 1. 会社は、荷受人を確認することができない場合または荷受人が貨物の受領を怠り、若しくは拒んだ場合は、会社は荷送人

の指示に従って、荷送人の費用をもって当該貨物を返送するか、もしくは破棄その他の処分をすることがあります。但し、その貨物が変質または腐敗し易いものである場合は、荷送人の指示に拘らず、これを売却し、あるいは予告なしに破棄されることがあります。

2. 会社が引渡不能貨物の処分または返送、もしくは変質または腐敗し易い貨物の売却または破棄に要した費用は、すべて荷送人の負担とし上記の処分をしたときは、荷送人にその旨を通知します。

第14条 集荷地より配達先までの運送における貨物の取扱に関しては、この約款に別段の定めのない限り、会社がその運送を委託する運送人の定める運送約款およびこれに基づいて定められた規定に従うものとします。

第15条 荷送人および荷受人は、国際宅急便貨物運送に関し、会社に次の権限を付与したものとします。

運送機関およびその路線その他の運送方法を選択し、決定すること。

運送に関する書類を作成し、交付しまたは受領すること。

通関のための書類を作成し、その手続を行うこと。

その他会社が必要であると判断することを行うこと。

第16条 1. 第14条に定める運送人が行う運送から生じた貨物の滅失、毀損、の損害に関しては、その運送人が会社に対しその運送人の定める運送約款およびこれに基づいて定められた規定に従い賠償し、会社は、必要経費を差し引いたうえ、荷送人に割り戻します。但し、その損害が会社の故意または過失により生じたものであることが証明された場合は会社が責を負います。

2. 前項但書に定める会社の責任に関しては、第17条から第21条までの定めを準用します。

第17条 1. 会社は、前条に定める場合を除き、貨物の滅失、破損等の事故があった場合次条の規定に従いこれによって生じた損害について賠償の責を負います。但し、会社が会社に故意または過失がなかったことを証明した場合はこの限りではありません。

2. 会社は、税関その他の公的機関により貨物が没収され、罰金が課されても、その責を負いません。会社が罰金その他の課徴金を支払った場合は、荷送人にその償還を請求することがあります。

第18条 会社は、前条規定の損害について、当該貨物の内容の如何にかかわらず、申告価額に、荷送人が当該貨物の運送を依頼した際支払った料金を加えた金額を限度として、その損害相当額を賠償する責を負います。

第19条 会社は次に掲げる場合の貨物の延着、滅失、破損その他一切の損害に対して責を負いません。

第9条に掲げる事由による場合

貨物の変質、消耗若しくは瑕疵による場合

荷造の不完全、包装の破損、表示事項および伝票の記載事項の不完全、その他荷送人の過失若しくは怠情による場合

他物との接触その他運送機関において発生しやすい事故による場合

降雨、降雪、強風その他の悪天候の際で会社の不注意による場合

第4条に定められた荷送人の申告が虚偽であった場合

第10条に掲げる非常処理の場合

通常の所要日数にて貨物を配達するため相当の努力をしたにもかかわらず延着その他の運送不履行が生じた場合

第20条 1. 貨物に関する損害賠償の請求は次の各号の期間内に文書をもってしなければなりません。

一部滅失または毀損の場合は、貨物受取の日から14日

不着の場合は、その事実を知り、またはその事実を知ることができる筈であった日から90日

2. 会社は、前項の期間内に請求のない場合は、その賠償の責を負いません

第21条 荷送人の故意または過失により、またはこの約款およびこれに基づいて定められる規定を守らないことにより、会社が損害を受けた場合、その損害相当額の賠償を申し受けず。